

美しい街づくり賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美しい街づくり賞実施要綱（平成8年10月1日実施。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象物件等)

第2条 表彰の対象は、呉市内にあるおおむね2年以内に完成した物件及び呉市内におけるまちづくり活動とする。

2 要綱第2条第2項に規定する美しい街づくり賞の各部門の物件及び活動（以下「物件等」という。）は、次のとおりとする。

(1) すまい部門

優れた外観で周辺の景観と調和し、デザインに創意工夫がなされている一戸建ての住宅、アパート等の建築物

(2) たてものの部門

優れた外観で周辺の景観と調和し、デザインに創意工夫がなされている建築物のうち、すまい部門の建築物に該当しないもの

(3) リノベーション部門

空き家や既存建築物の価値を高める改修を行った建築物のうち、改修することで周辺の景観と調和するよう創意工夫がなされているもの

(4) まちづくり部門

建築物や工作物等（壁画、彫刻、サイン、オブジェ、モニュメント及びこれらに類するものをいう。）による魅力的なまちなみ又は良好な景観の保全・創造に寄与するまちづくり活動

(表彰)

第3条 要綱第5条第4項又は第6項の規定により表彰状又は表彰盾を授与される者は、次に定めるところによる。ただし、国及び地方公共団体には授与しない。

(1) 表彰状

美しい街づくり大賞、美しい街づくり賞、美しい街づくり特別賞又は奨励賞を受賞した所有者、当該物件を公共団体に寄贈した者、設計者及び施工者並びにまちづくり活動を行っている個人又は団体（以下「活動団体等」という。）に贈呈することができる。

(2) 表彰盾

美しい街づくり大賞、美しい街づくり賞又は美しい街づくり特別賞を受賞した所有者及び活動団体等に贈呈することができる。

(3) 記念品

美しい街づくり大賞，美しい街づくり賞，美しい街づくり特別賞又は奨励賞を受賞した者に記念品を贈呈することができる。

- 2 第三者の推薦による物件等が美しい街づくり大賞，美しい街づくり賞若しくは美しい街づくり特別賞又は奨励賞を受賞した場合は，その推薦者に記念品を贈呈することができる。

(応募及び推薦の方法等)

第4条 美しい街づくり賞に応募又は推薦をしようとする者（以下「応募者等」という。）は，美しい街づくり賞応募用紙に指定の図書を添えて，市長に提出するものとする。

- 2 応募者等が所有者以外の場合は，所有者(複数の場合は全員)の承諾を必要とする。
- 3 応募又は推薦をしようとする物件等は，建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定及びその他法令に適合するものでなければならない。
- 4 過去に応募した物件等の再応募は認めないものとする。ただし，建築物及び工作物等で応募した後に改修を行ったものは，この限りでない。

(選考委員)

第5条 美しい街づくり賞選考委員会（以下「委員会」という。）は，都市計画，建築，芸術の学識経験者等で構成する。

(委員会)

第6条 委員会は，市長の依頼に基づき会長が招集する。

- 2 委員会は，委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 3 会長は，美しい街づくり賞及び美しい街づくり大賞に選考した物件等を市長に通知しなければならない。

(評価基準及び選考)

第7条 委員は応募された物件等を現地において評価し，委員会は各委員の評価を基に選考を行う。ただし，応募の状況等により書面等による評価が必要と認められる場合においては，この限りでない。

- 2 評価は，優れた外観で周辺の景観と調和，デザインの創意，工夫，文化的，芸術的環境，良好な景観を保つためのまちづくりの推進，リノベーション等の観点で行う。
- 3 選考に際し投票等を行う場合には，応募された物件等と直接関係のある委員は，当該物件等に関して投票等は，行えないものとする。

付 則

この要領は，平成8年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成15年7月1日から実施する。(第2条 部門名の変更)

付 則

この要領は、平成17年6月1日から実施する。(第4条第2項 特別賞の創設)

付 則

この要領は、平成21年8月1日から実施する。(第6条 選考委員の構成の変更)

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。(第2条 新部門の創設及び第4条記念品の項目の変更等)

付 則

この要領は、令和6年9月1日から実施する。(第2条 表彰対象物件等の改定等)